

## 江南市補助金等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 補助金等の適正化を推進し、もって社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応した補助金等への改善を図るため、江南市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「補助金等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、一部事務組合負担金、参加負担金等の義務的又は臨時的なものを除く。

- (1) 補助金
- (2) 負担金
- (3) その他前2号に類似する支出

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項に関して審議する。

- (1) 補助金等の適正化及び改善に関すること。
- (2) その他補助金等に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住している者であって公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。